

1. 議事日程（令和元年第2回北広島町議会定例会）

令和元年6月19日
午前10時開会
於 議 場

日程第1	議案第48号	工事請負契約の締結について (千代田浄化センター設置工事〔機械設備2期工事〕)
日程第2	議案第49号	工事請負契約の締結について (千代田浄化センター設置工事〔電気設備その4〕)
日程第3	議案第40号	北広島町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
日程第4	議案第41号	北広島町介護保険条例の一部を改正する条例
日程第5	議案第42号	北広島町給水条例の一部を改正する条例
日程第6	議案第43号	北広島町火災予防条例の一部を改正する条例
日程第7	議案第44号	令和元年度北広島町一般会計補正予算(第1号)
日程第8	議案第45号	令和元年度北広島町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
日程第9	議案第46号	令和元年度北広島町介護保険特別会計補正予算(第1号)
日程第10	議案第47号	工事請負契約の締結について (北広島町まちづくりセンター新築工事)
日程第11	議案第48号	工事請負契約の締結について (千代田浄化センター設置工事〔機械設備2期工事〕)
日程第12	議案第49号	工事請負契約の締結について (千代田浄化センター設置工事〔電気設備その4〕)
日程第13	調査報告	財政健全化調査特別委員会調査報告
日程第14	審査報告	請願・陳情等の常任委員会審査報告
日程第15	陳情審査	陳情第8号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について
日程第16	陳情審査	陳情第4号 全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書の提出について
日程第17	発議第3号	地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について
日程第18	発議第4号	日米地位協定の抜本的見直しを求める意見書の提出について
日程第19	発議第5号	天皇陛下御即位を祝す賀詞決議(案)について
日程第20	発議第6号	議会改革調査特別委員会の設置について
日程第21		閉会中の継続調査の申し出(7件)

2. 出席議員は次のとおりである。

1番	濱田芳晴	2番	美濃孝二	3番	真倉和之
4番	湊俊文	5番	敷本弘美	6番	森脇誠悟
8番	山形しのぶ	9番	亀岡純一	10番	梅尾泰文
11番	室坂光治	12番	服部泰征	13番	伊藤淳

14番 中田 節雄 15番 大林 正行 16番 宮本 裕之

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	箕野 博司	副町長	中原 健	教育長	池田 庄策
芸北支所長	清見 宣正	大朝支所長	竹下 秀樹	豊平支所長	益田 智幸
危機管理監	野上 正宏	総務課長	畑田 正法	財政課長	植田 優香
企画課長	砂田 寿紀	税務課長	矢部 芳彦	福祉課長	細川 敏樹
保健課長	福田 さちえ	農林課長	落合 幸治	商工観光課長	沼田 真路
建設課長	川手 秀則	町民課長	迫井 一深	上下水道課長	中川 克也
消防長	石井 雅宏	学校教育課長	石坪 隆雄	生涯学習課長	西村 豊
会計管理者	畑田 朱美	国土調査事務所長	中川 俊彦		

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 坂本 伸次 議会事務局 田辺 五月

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 00分 開議

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（宮本裕之） おはようございます。本定例会も本日が最終日となりました。本日は、追加提出議案の説明、審議、採決となっております。なお、質疑、答弁は、要点のみ簡潔に行い、採決では起立なり挙手をはっきり分かるようお願いをしておきます。また、暑い方は上着を脱いでいただいても結構です。ただいまの出席議員は15名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。議事日程に先立ち、先日6月13日の美濃議員の一般質問に対する答弁の訂正申し出がありますので、発言を許します。町民課長。
- 町民課長（迫井一深） 6月13日の美濃議員の一般質問において、事業系可燃ごみを2割、4割削減できれば処理経費の市町負担をおよそ幾ら減らすことができるかという質問に対し、答弁内容に誤りがありましたので、訂正させていただきます。減少額を平成31年度の予算ベースで算出しますと、事業系ごみの削減による北広島町の負担金は、2割減少で約1200万円、4割減少で約2400万円と見込まれます。以上です。
- 議長（宮本裕之） 続いて、6月14日の亀岡議員の一般質問に対する答弁の補足説明の申し出

がありますので、発言を許します。福祉課長。

- 福祉課長（細川敏樹） 本議会における一般質問におきまして、答弁の補足をさせていただきます。亀岡議員からいただきました北広島町保育所あり方検討委員会からの報告書のポイントは何かというご質問に対する答弁の中で、私立保育施設の運営費には国や県の補助金があることに対し、公立保育所においては補助金がなく、町費にて運営していると説明しましたが、国庫補助金の一般財源化に伴い、国の地方交付税措置がなされており、普通交付税の一部を公立保育所運営費に充てておりますことを申し添えさせていただきます。以上でございます。
- 議長（宮本裕之） 亀岡議員、よろしいでしょうか。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第48号 工事請負契約の締結について

日程第2 議案第49号 工事請負契約の締結について

- 議長（宮本裕之） 日程第1、議案第48号、工事請負契約の締結について及び日程第2、議案第49号、工事請負契約の締結についてを一括議題とします。以上、2議案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。
- 町長（箕野博司） それでは、議案第48号、議案第49号について、一括して説明します。別に配付しております追加議案集1ページをお願いします。議案第48号、工事請負契約の締結について説明します。本案は、千代田浄化センター増設工事、機械設備2期工事において請負契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、町議会の議決を求めるものです。続いて、追加議案集の3ページをお願いします。議案第49号、工事請負契約の締結について説明します。本案は、千代田浄化センター増設工事、電気設備その4において請負契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、町議会の議決を求めるものです。以上、詳細につきましては、担当から説明します。
- 議長（宮本裕之） 上下水道課長。
- 上下水道課長（中川克也） 議案第48号、工事請負契約の締結につきまして、上下水道課からご説明申し上げます。追加提出議案書1ページをお願いいたします。1、工事名、千代田浄化センター増設工事、機械設備2期工事。2、工事場所、北広島町壬生、千代田浄化センター。3、工期、議会の議決のあった日の翌日から令和2年3月31日。4、請負金額1億1550万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1050万円。5、請負者、広島市南区京橋町9番21号、前澤工業株式会社中国支店、支店長、腰越建。この工事は、北広島町公共下水道事業計画に基づき、将来的に公共下水道及び特定管渠保全公共下水道千代田処理区の汚水流入量増加に伴います千代田浄化センター機能増設のため、ナンバー4. 回分槽へ設置する機器を昨年度に引き続き設置するものでございます。この工事によりまして、ナンバー4. 回分槽の機器は全て設置が完了いたします。続きまして、議案第49号、工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。追加提出議案書3ページをお願いいたします。1、工事名、千代田浄化センター増設工事、電気設備その4。2、工事場所、北広島町壬生、千代田浄化センター。3、工期、議会の議決のあった日の翌日から令和2年3月31日。4、請負金額7832万円、

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額712万円。5、請負者、広島市中区本川町二丁目6番5号、株式会社正興電気製作所中国営業所、所長副田竜弘。この工事は、先ほどの議案第48号と同様、千代田処理区の汚水流入量増加に係る千代田浄化センターの機器増設に伴いますナンバー4. 回分槽及び管理棟内管理制御室などの電気設備工事を実施するものでございます。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮本裕之） これをもって提案理由の説明を終わります。以上2議案については、後ほど審議、採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第40号 北広島町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（宮本裕之） 日程第3、議案第40号、北広島町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありますか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありますか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（宮本裕之） 挙手全員です。したがって、議案第40号、北広島町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第4 議案第41号 北広島町介護保険条例の一部を改正する条例

○議長（宮本裕之） 日程第4、議案第41号、北広島町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありますか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありますか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手多数）

○議長（宮本裕之） 挙手多数です。したがって、議案第41号、北広島町介護保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第42号 北広島町給水条例の一部を改正する条例

○議長（宮本裕之） 日程第5、議案第42号、北広島町給水条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありますか。美濃議員。

○2番（美濃孝二） 2番、美濃孝二です。この条例は、改定した水道料金条例が違っていたので、それを正す

条例とのことですが、議会への説明資料は正しくなっていました。議案が間違っていたものだと思いますが、なぜ間違ったのか伺います。

○議長（宮本裕之） 上下水道課長。

○上下水道課長（中川克也） 説明の段階での資料につきまして、決定した事項で提出をさせていただき、説明をさせていただきました。議案を作成する段階で、表を作成して、その表を使って議案を作成したつもりでございましたけれども、内容について誤記が判明したのが最近でございますので、訂正をさせていただきます。以上でございます。

○議長（宮本裕之） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） それでは確認をしますが、4、5月の料金計算は正しい料金で行われていたのかどうかを伺います。

○議長（宮本裕之） 上下水道課長。

○上下水道課長（中川克也） 4月分使用の5月請求のものにつきましては、正規の金額で算出をさせていただきますまして、請求をしております。以上でございます。

○議長（宮本裕之） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（宮本裕之） 挙手全員です。したがって、議案第42号、北広島町給水条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 議案第43号 北広島町火災予防条例の一部を改正する条例

○議長（宮本裕之） 日程第6、議案第43号、北広島町火災予防条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（宮本裕之） 挙手全員です。したがって、議案第43号、北広島町火災予防条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第44号 令和元年度北広島町一般会計補正予算（第1号）

○議長（宮本裕之） 日程第7、議案第44号、令和元年度北広島町一般会計補正予算第1号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（宮本裕之） 2番、美濃議員。

○2番（美濃孝二） 歳出の2ページ、プレミアム商品券事業1億1015万円ですが、説明を受

けましたら、生活保護者は対象にならないとのことですが、その理由を伺います。

○議長（宮本裕之） 福祉課長。

○福祉課長（細川敏樹） 生活保護者は対象にならず、非課税世帯、世帯員については対象になるということでございますけども、国のほうの示されたものに従っておりますが、生活保護法との兼ね合い等で、生活保護の家庭の方がプレミアム商品券を買うということ自体が国のほうで認められなかったということであったろうと思います。町はそれに従うという形でやっておりますので、実際のところ、その理由については把握しておりません。以上です。

○議長（宮本裕之） 2番、美濃議員。

○2番（美濃孝二） 弱者救済のための消費税増税の救済措置ということでの事業と理解しておりますが、最も弱者である生活保護者がそれでは消費税の直撃を受けるんじゃないか。後ほど措置するということはあるんでしょうか。それともう1点、申請購入の問題ですが、車もなく一人暮らしのお年寄りが対象の場合、引きかえ券の申請や商品券購入に本人確認できれば代理人にお願いできるとの説明を受けていますが、その場合、本当に対象者から依頼された代理人なのかどうか確認する必要があるんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（宮本裕之） 福祉課長。

○福祉課長（細川敏樹） まず、生活保護者に対するその後の措置があるのかということについてでございますが、現時点では、そのようなことは示されておりません。それから交通弱者の方、交通手段を持たない方等についての対策でございますけども、代理購入につきましては、現時点では、本人がなかなか動くことが難しい場合は、ご家族あるいは委任を受けた知人でも可能ということになっております。いずれにしても、購入の時点で本人、あるいはご家族、代理人の方の身分証明書の提示は求めるということになっておりますが、国のほうからの指導によりまして、このたびのプレミアム付商品券については、購入される対象の方が気軽に商品券を購入して、気軽に使っていただくという想定のもとで行ってほしいので、身分証明書の提示等はできるだけ簡素に行ってほしいという示しがありましたので、それに従うということで考えております。以上です。

○議長（宮本裕之） ほかに質疑はありませんか。10番、梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 10番、梅尾であります。歳出の4ページであります。地域施工支援事業でありますけども、177万5000円という数字があります。この地域施工支援事業というのは、自分の周りに修理をしなくてはならない、改修しなくてはならないということが起こったときにする事業でありますけども、上限が20万円というふう聞いております。177万5000円という、かなり半端なといいますか、端数のついた数字でありますし、これは何件かというふうなことも聞いてみたいと思いますし、この6月の補正でありますから、そんなに多くの金額を補正するということにはなりません。随分と人気の高いといいますか、そういった事業でありますから、そのところもう少し詳しく、金額的にもっとたくさんの補正ができるような状況にはならないのかなということをお聞きしてみたいと思います。

○議長（宮本裕之） 建設課長。

○建設課長（川手秀則） 地域施工支援事業についてのご質問でございます。件数的には、原材料費の支給で4件、それから地域施工補助金分で11件を想定しております。これにつきましては、4月以来申請を受け付けておりまして、当初の予算額を上回ったものについて、今定例会に補正を要求をさせていただいております。9月末まで申請を受け付けておりますので、随時

増加傾向にはあるわけですが、ある一定の時期で締め切った件数を補正をさせていただいております。6月補正で補正を要求させていただいた件につきましては、稲を刈りしまった後、すぐに用水路、それから田んぼの暗渠排水等の施工時期を選ぶような事業でございますので、9月補正では時期的に遅いと、間に合わないといったようなことがございまして、今定例会に補正を要求させていただいております。議員ご指摘のとおり、大変人気の高い事業でございますので、これによりまして、自らの地域は自らで守り修繕していくという機運が醸成されております。そういうことで、今後も今の申請受付はさせていただいておりますので、さらにまた補正をしていく時期がまいろうかと思っております。以上でございます。

○議長（宮本裕之） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 親切な答弁ありがとうございます。ただ、今、既に4月段階ぐらいに申請があったものの申請漏れ分を補正をしたというふうな回答でございましたけれども、本来、まだ、今から出てくるであろうということの想定分も本来補正にも予想として必要ではないかというぐらい、先ほど課長も言われるように、本当に頼りになる、頼りにしなくてはならないという事業の一つでありますから、当然9月にも補正があるというふうに思いますが、そのところ、十分理解していただいた上で対応してもらいたいというふうに思います。答弁があればお願いします。

○議長（宮本裕之） 建設課長。

○建設課長（川手秀則） この地域施工支援事業については一般分と災害限定分ということで予算要求をさせていただいております。29年災、それから30年災のときにも災害を受けて、その災害報告を受けた箇所について、その災害に該当しなかったところを保全していくということで、その災害に特化した限定分の措置を設けておりますので、そういったことが発生した場合には、速やかに対応させていただきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（宮本裕之） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありませんか。2番、美濃議員。

○2番（美濃孝二） 2番、美濃孝二です。議案第44号、北広島町一般会計補正予算第1号の反対討論を行います。先ほど質疑で行いましたが、プレミアム商品券事業ですけれども、生活保護者は対象にならない、その理由はわからないというふうに言われたんですが、私は、後で措置がされるんだろうというふうに理解をしていたわけですが、それも含めて現時点ではわからない。少なくとも最も弱者である生活保護者の皆さんにこの事業が全く当たらないというのは、とてもよく理解ができません。何らかの措置があるんじゃないかと思うんですが、少なくとも理由が説明できない状況であるならば、この事業に反対でなくても、とても賛成ができない状況であります。そういうことで反対討論を行います。よろしくをお願いします。

○議長（宮本裕之） ほかに討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立多数）

○議長（宮本裕之） 起立多数です。したがって、議案第44号、令和元年度北広島町一般会計補正予算第1号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第45号 令和元年度北広島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

- 議長（宮本裕之） 日程第8、議案第45号、令和元年度北広島町下水道事業特別会計補正予算第1号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（宮本裕之） 挙手全員です。したがって、議案第45号、令和元年度北広島町下水道事業特別会計補正予算第1号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第46号 令和元年度北広島町介護保険特別会計補正予算（第1号）

- 議長（宮本裕之） 日程第9、議案第46号、令和元年度北広島町介護保険特別会計補正予算第1号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。10番、梅尾議員。
- 10番（梅尾泰文） 10番、梅尾でございます。歳出の2ページでございますが、右側であります。委託料は48万3000円ほど計上されております。これは説明では、職員さんの処遇改善で、報酬の改定を予定をしておるといこととありますが、金額的に48万3000円で処遇の改善ができるのか、そのちょっと根拠を、人数がどのぐらいで、どのぐらい上がって48万3000円が必要なのかといことと根拠、財源的には、国が2分の1見ます、一般財で2分の1見ますというふうな説明はございましたけれども、もう少し詳しいものを提出お願いいたします。
- 議長（宮本裕之） 保健課長。
- 保健課長（福田さちえ） 今回の補正でございます。今回の補正は、法改正対応に併せての補正でございます。介護保険の法改正10月予定でございます。介護報酬の改定、10月に主な改定内容としては、説明をさせていただきましたように、介護職員の処遇改善でありますとか、消費税率引き上げに併せた介護報酬等に係る消費税の補填でありますとか、区分支給限度基準額の引き上げとかがございます。それらを一括して法改正となっております。そこらに関してのシステムの改修費用でございますので、何件やるからということではなくて、システムの改修費用でございます。以上でございます。
- 議長（宮本裕之） 梅尾議員。
- 10番（梅尾泰文） システムの改修のための補正予算ということでありまして、それを改修して、これから後に処遇の改善のための取り組みが進んでいくだろうということであったんだと思いますが、それでよろしいですね。
- 議長（宮本裕之） 保健課長。
- 保健課長（福田さちえ） おっしゃるとおり、10月以降改定がございまして、それに併せて、また補正等になるかもしれません。以上でございます。
- 議長（宮本裕之） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありませんか。討論なしと認めます。これを

って討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

- 議長（宮本裕之） 挙手全員です。したがって、議案第46号、令和元年度北広島町介護保険特別会計補正予算第1号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第47号 工事請負契約の締結について

- 議長（宮本裕之） 日程第10、議案第47号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。2番、美濃議員。

- 2番（美濃孝二） 2番、美濃孝二です。2点伺います。第1点は、まちづくり拠点整備検討委員会で、予算規模についてどのように検討したのか伺います。いつ、どのように内容を提案し、委員から、どのような意見がなされたのが1点です。もう1点は、業務の内容と職員配置についてです。全協で、施設の機能について確認をすると、企画課長は、学習することによって地域づくりを進めると説明がありました。また、生涯学習課長は文教厚生委員会で、これまでの公民館と変わらないと説明をしましたが、よくわかりません。まちづくり拠点整備基本計画では、協働のまちづくり機能について、地域振興業務を行う部署の事務室を整備して、町全体のというふうにとずっと具体的に書いてある。まちづくりセンターには、各課が職員を何人配置し、どのような業務を行うのか、また、地域振興業務を行う事務室には、どの課の職員を何人配置するのか伺います。

- 議長（宮本裕之） 企画課長。

- 企画課長（砂田寿紀） 予算規模のことですが、拠点整備の検討委員会の中で議論していただく中で、予算規模がわからないと、なかなか議論が進まないという意見がございまして、たしか2回目ぐらいに、よその参考となるような施設を引用させていただきまして、それをもとに検討を進めていただいたとっております。それからまちづくりセンターの今後の機能ということでございますが、まだ今のところ、これからこのスキームについては検討を進めてまいりますので、職員の配置、具体的な人数ということは、まだ言及できないわけですが、今の考えておりますまちづくりセンターにおきましては、大体公民館の職員プラスまちづくりの関係する職員で大体10名程度が配置できるようなレイアウトというふうに今しております。それから地域づくりの総合センターでございますが、これもこれから公民館プラス生涯学習、それから地域づくりということが機能としてまいてまいりますので、それらの職員配置ということも検討させていただきたいとっております。

- 議長（宮本裕之） 美濃議員。

- 2番（美濃孝二） 予算規模ですけれども、第2回ではなくて、第3回の検討委員会に初めて議題として提案されています。内容は公表されていません。どのような議論したのかなと思って、会議録を見ますと、委員からの意見は空欄であります。斜線がありました。会議録にも書いてないわけですね。その後、第3回の結果やパブリックコメントを受けた内容を検討した第4回検討委員会でも、さらに最終答申でも予算規模が提示されておられません。それを基に検討したって中身がわからない点は疑問であります。特にこういう大事な問題なのに、なぜ会議録にな

いのか。財政が厳しい状況の中で、この前3月議会で、この事業により新町建設計画の事業、合併特例債が使える事業で遅れる事業はないのかと聞きましたら、財政課長は、考えていないと、遅れることは考えていないと断言しました。しかし、同じまちづくりセンターである豊平中央公民館が雨漏りし、2階へのエレベーターはなく、耐震に不安があるため、住民から切実な要望が出ています。この公民館も新町建設計画に載っており、合併特例債が充当できる事業ではないのか、まず、1回目の分で伺います。さらに職員の配置ですけれども、答申でも極めて具体的に書かれており、第1回まちづくり検討委員会でも、これまでどおりの公民館機能を残し、新たにまちづくりコーディネーターする職員が常駐し、地域の方の相談を受け、地域課題の解決の道筋を探っていくのが理想というふうに提案されましたけれども、事務局は回答がありませんでした。十分検討されたのかと。だから今、具体的な方向もない。工事に着手しようというときにそういうことがないのであれば、地域づくりの要である人について、はっきりしていないのじゃないかという点で、この点について所見を伺います。

○議長（宮本裕之） 企画課長。

○企画課長（砂田寿紀） 豊平の地域づくりセンターの件でございますが、現在のところ、具体的な整備計画というものがまだできておりません。確かに新町建設計画には、項目として載っておりまして、これを改修していくという、耐震診断して改修していくというような事項になっておりますが、今、何年ごろ改修、もしくはこの施設、支所も含めてどうしていくかということころは、まだ結論に至っていない状況でございます。それから人員配置でございますが、考え方といたしましては、やはり地域の担当といいましても、それはやはり一つの検討課題であります。それから、その地域をどういったくりにするか、それから1対1の人員配置にするのかといったところも、これからの検討させていただきたいところであります。具体的に支所の地域づくりに職員が何人とかいうところにつきましては、まだお示しするところには至っていないということでございます。

○議長（宮本裕之） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） 最初に予算の関係から、今ずっと聞いてますけれども、遅れる事業はないという認識は違うんじゃないかという点で、さっき豊平公民館、中央公民館の例を挙げました。そのほかにも現在橋脚が破損し、危険なため、通行止めになっている千代田南方の神崎橋や、今議会に舗装の嘆願書が提出されている町道大元政所線も新町建設計画に明記されております。この工事費用10億4000万を少しでも見直して有利な合併特例債、これいつまであるかわからないわけですが、充当し、少しでも早く実施しようという考えはないのか伺います。さらに職員の配置ですけれども、まだ決まっていないという曖昧な答えですけれども、パブリックコメントを受けての第4回検討委員会が出された中で、八重東地区の拠点はどこになるのかという質問に対して、事務局は、事務所の必要性については、振興会と協議が必要と考えると回答しています。検討会はこの4回で終わってますが、協議をしたのかということですね。地域づくりには拠点が必要と考えますが、拠点のない八重東振興会が使えるスペースが必要ではないのか、また千代田地域づくり協議会の拠点、スペースはないのか、伺います。

○議長（宮本裕之） 建設課長。

○建設課長（川手秀則） 千代田地域の南方、神崎橋の件でございますけれども、議員ご指摘のとおり、現在非常に橋脚が不安定な状態になっておりまして、昨年10月から通行止めとしております。これにつきましては、老朽化が著しいということで、長寿命化に資するための修繕が

不適切であるということで、架け替えをすることとしております。平成29年度から架け替えにかかります測量なり地質調査なり橋梁の詳細設計に既に着手してございまして、30年度末で、設計についてはおおむね完了してしております。今年度から用地の関係の測量、用地買収、建物補償等々行いまして、来年度から旧橋の撤去、迂回路の設置、それから護岸、橋台等の整備に取りかかる予定としております。それから嘆願書が出ております芸北地域の大元亀山線については、舗装の傷みが激しいということで、オーバーレイなり打ち替えなりをする時期に来ておるんだらうということではございますけども、何しろ幅員も広く、延長も長いことから、一気に整備していくということにはまだ至っていないという状況でございます。以上でございます。

○議長（宮本裕之） 企画課長。

○企画課長（砂田寿紀） 八重東振興会との協議ということでございますが、議員ご質問にありました部分、第4回の検討委員会の中での委員と役場の職員のやりとりの中でございます。それから、協議会の見解といたしましては、基幹集会所のあり方も含めて検討してくださいということで、協議会とも協議されることが望ましいというような見解を示していただいております。この検討委員会の中、それから、その後におきましても八重東振興会とはお話、それから協議をさせていただきまして、その拠点となる特別な施設というものは、それはあるに越したことはございませんが、これまで中央公民館で使ってきたこと、それから今後も優先して使わせていただける、事務所として使わせていただけるような部屋を用意してくれということで、ある程度の理解はいただいております。以上でございます。

○議長（宮本裕之） ほかに質疑はありませんか。13番、伊藤議員。

○13番（伊藤 淳） 13番、伊藤淳です。新町建設計画という文言が何度か出てきて、確認のため、まず質問いたします。新町建設計画、私も一般質問で聞いた部分がありまして、策定からかなりの年数がたっており、見直しの可能性もある、そういう検討も必要かもしれないといった答弁をいただいた上で、今回のまちづくり拠点整備では、新町建設計画に則ってといったような文言もあったりというのがあって、少々疑問がございます。新町建設計画は有効なものとしてしっかり進めるものなのか、見直しの必要性のある部分もあるのか、そこをまずお聞きいたします。

○議長（宮本裕之） 企画課長。

○企画課長（砂田寿紀） 新町建設計画でございますが、これは平成16年の3月に策定して、合併を迎えたということでございます。このメニューの中、いろいろ事業、まだ積み残しの事業があるということは非常に申し訳ないところでございますが、当然、この新町建設計画、それから今で言いますと総合戦略、それから長期総合計画、これらが優先するような事業の配置というようにはなっているところでございます。新町建設計画におきましても、10年後に、また今5年延ばしているというような状況でございますが、これも見直しの必要性もあろうかと思っておりますが、本年度中にまずは期間の延長ということで、今検討に入っているような状況でございます。

○議長（宮本裕之） 伊藤議員。

○13番（伊藤 淳） 言葉尻をとるようで申し訳ございません。積み残しがあるといった、今文言があった上で、では、ほかに合併特例債を使わなければいけないところは、大きな大型のものはない。そこに矛盾を感じます。合併特例債は合併のための特例債、新町建設計画は、合併時に作られた計画、その積み残しと、合併特例債での利用方法、この点に言葉尻でいくと疑問

が残ります。そこの部分をもう少し詳細にお願いいたします。

- 議長（宮本裕之） 中田議員。
- 14番（中田節雄） 今の伊藤議員の質問ですが、ちょっと議題外にわたるのではなかろうかと思いますが、そこのところ、きちっと整理していただきたい。
- 議長（宮本裕之） 議案第47号、新町建設計画とは、ちょっとこれは切り離れた議題にしていただきたいと思っておりますので、よろしくご配慮をお願いします。よろしいですか。答弁があれば。企画課長。
- 企画課長（砂田寿紀） 先ほど私の答弁で、積み残しとって表現をいたしました。これが適正であったかどうかというのは別な問題といたしまして、積み残しがあるというふうに申しましたのは、まだ100%済んでないということで、当然その当時つくりました事業については、やはり見直しが必要な部分も今となってはあるということでございますので、当初の計画に対して、まだ、二十何%ぐらいが金額ベースでは、まだできてないというところを意味しております。
- 議長（宮本裕之） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありませんか。2番、美濃議員。
- 2番（美濃孝二） 2番、美濃孝二です。議案第47号、工事請負契約の締結についての反対討論を行います。この工事請負契約は、千代田のまちづくりセンターの建て替えと周辺整備のための契約です。老朽化し、雨漏りがあり、エレベーターもない千代田中央公民館を建て替えることに反対するものではありません。しかし、主に次の理由で賛成ができません。第1は、工事費が10億円以上と余りにも高く、財政が厳しいときに箱物に莫大なお金をつぎ込む時代ではないからです。この間たびたび指摘してきたように、予算規模について、まちづくり拠点整備検討委員会の委員から要請があったにもかかわらず、第3回という遅れた時期となり、また、さらにその委員会でどのような議論がされ、結論がどうなったかが、どの文書を見ても書いてありません。また町は、町費が2億3100万円だから、負担は軽いように言いますが、2年間で2億円以上もの町費を投入するのです。財政が厳しいと医療や福祉、教育を削りに削っている現在、莫大な税金を箱物につぎ込むことは地方公共団体の本来の役割である住民福祉の向上に逆行します。第2は、町長は、他の事業が遅れることはないと言いますが、住民要求が大きいのに、遅れている事業があるからです。激しい雨漏りがある豊平中央公民館や本議会に嘆願書が提出された芸北の小中学、高校のクロスカントリースキーの夏場の練習場である町道大元政所線の改修、いつ架け替えができるか見通しもない南方の神崎橋も新町建設計画に含まれており、まちづくりセンター10億円の工事費を少しでも減らすことができれば、合併特例債を使って、これらの事業を実施する見通しが立つと考えるからです。第3は、莫大な税金を投入するものの、まちづくり拠点施設としての機能がいまだに明確でないことです。住民や行政が一体となってまちづくりを進めるためには、人の配置や拠点としての位置づけが決定的です。しかしどのような配置になるのか、八重東地区振興会や千代田地域づくり協議会、さらには全町のまちづくりの拠点としての姿を幾ら聞いてもわかりません。このような状況では本当に機能が果たせるのか。全く疑問であります。以上を主な理由として、この議案に反対します。議員各位のご賛同をお願いします。
- 議長（宮本裕之） ほかに討論はありませんか。賛成討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案の

とおりの決定することに賛成の方は起立願います。(起立多数)

- 議長(宮本裕之) 起立多数です。したがって、議案第47号、工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第48号 工事請負契約の締結について

- 議長(宮本裕之) 日程第11、議案第48号、工事請負契約の締結についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。2番、美濃議員。
- 2番(美濃孝二) 増設工事で、下水処理センターの処理能力は、幾らから幾らに増えるのか、何トンからですね。お願いします。
- 議長(宮本裕之) 上下水道課長。
- 上下水道課長(中川克也) 千代田浄化センターの処理容量でございますけれども、すみません、後ほど回答させていただきます。
- 議長(宮本裕之) 暫時休憩します。11時より再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 50分 休憩

午前 11時 00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長(宮本裕之) 再開いたします。上下水道課長。
- 上下水道課長(中川克也) 先ほどの美濃議員のご質問に対しまして、お答えをさせていただきます。現在の千代田浄化センターの処理能力は4930m³/日の能力がございます。これを最終的には、計画最大7600m³ですけれども、処理能力的には7430、2500m³/日の増設を行う予定でございます。ナンバー4. 回分槽は、その途中段階でございますので、このナンバー4. 回分槽が完成すると約6180m³の処理が可能となります。以上でございます。
- 議長(宮本裕之) ほかに質疑はありませんか。10番、梅尾議員。
- 10番(梅尾泰文) 議案第48と49を一緒に質問しますから、答えるのは、別々で答えていただいても結構なんですけど、何をどのようにするんかという具体的な中身が私もようわからんですが、いずれにしても、工期が来年の3月31日という、8か月強にもわたる工期であって、通常の営業状況がどのようになるのか、ストップするわけは当然ありませんが、なぜ、そんなに8か月強も工期がかかるのかなというの、工事内容がわからんから、中身がわからないから聞くんですが、そこら辺の状況をもう少し、例えばここで議決したのに、中身がわからんこうに賛成したんかという話になっても困りますから、もう少しわかりやすくお伝えをいただきたいと思っております。

- 議長（宮本裕之） 上下水道課長。
- 上下水道課長（中川克也） 工期につきましては、電気設備のほうは、この機械設備に付随というか、関連するものでございますので、機械の設置工事と並行して進むということでございます。機械につきましては、その機器の製造から工期に入ってまいりますので、8か月のうちで、機器の製造、設置、それに合わせた電気設備につきましても製造もありますし、設置もでございますので、8か月要するというところでございます。以上でございます。
- 議長（宮本裕之） 梅尾議員。
- 10番（梅尾泰文） 業務内容について停止するとか、休止するということはないんでしょう。
- 議長（宮本裕之） 上下水道課長。
- 上下水道課長（中川克也） 今回、工事をしますナンバー4. 回分槽につきましては、現在使っていないところがございますので、ほかのナンバー1から、ナンバー2は、まだ使っておりますけれども、1から5までの回分槽につきましては、通常どおり稼働しております。以上でございます。
- 議長（宮本裕之） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（宮本裕之） 挙手全員です。したがって、議案第48号、工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第12 議案第49号 工事請負契約の締結について

- 議長（宮本裕之） 日程第12、議案第49号、工事請負契約の締結についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（宮本裕之） 挙手全員です。したがって、議案第49号、工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 財政健全化調査特別委員会調査報告

- 議長（宮本裕之） 日程第13、財政健全化調査特別委員会調査報告を議題とします。事務局が調査報告書の朗読を行います。事務局。
- 事務局長（坂本伸次） 令和元年6月19日、北広島町議会議長宮本裕之様。財政健全化調査特別委員会委員長真倉和之。北広島町財政健全化調査特別委員会の調査報告書。平成30年第2

回北広島町議会定例会最終日の6月20日に北広島町の今後の財政健全化に向けて調査、研究するために、財政健全化調査特別委員会が設置され、次のとおり調査したので、報告する。1、調査対象（1）まちづくり拠点整備事業について、（2）北広島町の財政状況等について、（3）北広島町の歳入について、（4）町有の遊休地について、（5）北広島町の歳出について、（6）農林課関係補助金等について、（7）北広島町の公の施設の指定管理について、（8）商工観光課関係補助金等について。2、調査期日、第1回、平成30年8月10日金曜日、第2回、平成30年12月10日月曜日、第3回、平成31年1月24日木曜日、第4回、平成31年2月20日水曜日、第5回、平成31年4月26日金曜日、第6回最終回、令和元年5月30日木曜日。3、調査方法、特別委員会を上記のとおり6回開催し、総務課、財政課、企画課、農林課、商工観光課、生涯学習課といった執行部の出席を求めて、町財政、各事業等の説明を受け、質疑を行い、慎重に調査を行った。4、調査結果または概要（1）まちづくり拠点整備事業について。第1回委員会において、北広島町まちづくり拠点整備基本計画に関して、計画の概要、整備目標、今後のスケジュール、検討過程、情報の公開等について、企画課、生涯学習課等より説明を受けた。第6回委員会（最終回）において、まちづくり拠点施設整備事業の進捗状況として、入札執行、建築に係る資金計画について企画課より説明を受けた。建築工事費10億4000万円、工事監理委託料2000万円、計10億6000万円の事業費で、財源としては、社会資本整備総合交付金4億2400万円、合併特例債6億410万円、一般財源3190万円で、実質町負担は、事業年度の3190万円、起債、元利償還額から交付税算入額を差し引いたもの1億8145万円、計2億1335万円となる見込みである。また、周辺整備との連携及び今後の予定としては、まちづくりセンター建築の工期が令和2年9月末までで、コアゾーン整備、条例改正、職員配置等の運用スキームの構築、その他回線工事・備品調達を同年12月までとし、令和3年1月からの供用開始とする事業スケジュールとなっている。（2）北広島町の財政状況等について。平成17年度から平成29年度決算額の推移を見てみると、歳入については、町税は、おおむね微増で、地方交付税は、合併以降しばらくは国による地方対策や合併特例加算等の影響により高額で推移しており、平成25年度以降は、地方対策費分の減や合併特例加算の段階的な廃止により減少傾向となっている。また、国県支出金、町債は、その財源となる投資的事業の実施状況により金額が上下している。歳出については、合併以降人件費は減少しているが、平成25年度以降は、おおむね横ばいで、扶助費は増加傾向となっており、公債費は減少傾向だが、大型事業等の実施の財源としていることから高額で推移している。また、普通建設事業は大型事業の実施年度などを除いて、おおむね20億円前後で推移している。地方債現在高は、合併以降着実に減少してきたが、平成29年度においては、前年度をわずかが上回っている。平成18年度に町が策定された公債費負担適正化計画により、実質公債費比率の減に向けた取り組みが行われた結果、平成20年度の22.4%をピークに減少している。一方、臨時財政対策債の残高が増加しており、本町の地方債残高の約3割を占めている。基金の状況では、財政調整基金は、合併時の約1億600万円という危機的な状況から着実に積み立てられ、平成27年度には約25億9000万円となっていたが、平成28年度以降の取り崩しや災害、除雪等への対応により、平成29年度で約14億9500万円となっている。また、特定目的基金は、地域振興基金、過疎地域自立促進基金を含め、約11億4600万円と過去最高額となっている。（3）北広島町の歳入について。歳入のうち町税は、個人所得の上昇や景気回復などの影響が見られるとし、個人・法人町

民税とも増、固定資産税は、償却資産について企業における投資等による増、また、平成31年度において、森林環境譲与税の新設、消費税の税率引き上げにより、全体として増加傾向であるが、地方交付税では、普通交付税の地方対策費分の減、平成27年度以降の合併特例加算分約12億円の減少の影響や臨時財政対策債の減により一般財源歳入の減額となっている。また、地域振興基金、過疎地域自立促進基金等の特定目的基金については、その目的に合致した事業へ充当するための繰り入れで、財政調整基金、減債基金は、一般財源歳入の不足による繰り入れとなっている。（4）町有の遊休地について 町普通財産で遊休地となっている町有地は、売却候補地として、芸北地域に5か所、大朝地域に2か所、千代田地域に1か所、豊平地域に1か所、計9か所である。また、町が借地している遊休地が3か所ある。これらの遊休地の売却、または貸し出しをするのか、借地は返すのか、町としての方針が見えていない。一般財源が乏しい中、少しでも財源を確保するという観点から、遊休地の売却等といった町の取り組みを積極的に進める必要がある。（5）北広島町の歳出について。歳出の特徴として、目的別で見ると、民生費、商工費は合併以降増加傾向にあり、要因として、県の権限移譲の影響が考えられる。議会費は、議員数減により減少傾向となっている。その他の項目については、おおむね横ばいで、建設事業の実施などによる金額の増減はある。性質別では、人件費は、合併以降、職員数の減により減少しているが、平成25年度以降は、おおむね横ばいで推移している。扶助費は、少子高齢化に伴い、合併以降増加傾向となっている。公債費は、減少傾向だが、大型事業等の実施の財源となっていることから、高額で推移している。普通建設事業は、大型事業の実施年度などを除いて、おおむね20億円前後で推移している。町が掲げている予算・決算規模の目標額は140億円であるが、平成29年度決算は、165億円で、人件費、社会保障などに要する経費、借入金返済のための費用の高止まりで、平成28年度以降財源不足となっている。（6）農林課関係補助金等について。平成31年度当初予算における北広島町農林課関係補助金及び負担金は69事業あり、合計7億1292万4000円となっている。そのうち単町費事業は48事業で、計1億8782万4000円である。主な内容としては、中山間地域等直接支払交付金3億5069万9000円が最も多い。新規就農総合対策として5事業、畜産関係で10事業、担い手育成等関係で6事業、林業関係で16事業、有害鳥獣対策で5事業となっている。（7）北広島町の公の施設の指定管理について。地方自治法の一部改正により、公の施設の管理について指定管理者制度が導入され、北広島町においても92施設を指定管理としている。北広島町の指定管理者制度の推進に当たっては、選定の透明性と説明責任、サービス水準の維持向上、コスト削減、モニタリング評価の充実、施設運営に携わる人材の育成を考慮し、進めている。公の施設としての集会所の指定管理については、地域への譲渡が考えられること、行政改革の観点から、その整合性を検討する課題がある。（8）商工観光課関係補助金等について。平成31年度当初予算における北広島町商工観光課関係補助金は20事業、合計6428万4000円となっており、財源としては、全て町費である。内容としては、商工振興対策として8事業、計2439万6000円、観光振興対策として12事業、計3988万8000円である。平成29年度当初予算と比較してみると、403万6000円の減額、率にして5.9%の減となっている。商工振興対策事業の地域通貨ユート、産業フェアについては、その効果と課題の検証が必要である。5、町への意見。北広島町の財政健全化に向けて、引き続き人件費や事務的経費等の内部管理経費の削減に努めることはもちろんのこと、公共施設等総合管理計画に基づき、町が保有する公共施設の長寿命化の推進や一部施設

の廃止、統合などスリム化を進め、財政負担の軽減を図りながら、行政サービスの維持に努めていただきたい。さらに補助金の適正な支出や財源の確保のため、補助金の大幅な見直しを着実に進めていく必要がある。また、収納・徴収事務の強化、国庫・県費補助の活用、使用料、借地料の見直し、町有財産の売り払いなど確保できる財源を着実に確保していかなければならない。今後、第3次行政改革大綱、第2次長期総合計画を踏まえつつ、事務事業評価の手法等により、不要不急の事業の廃止、凍結など事業の見直し、投資的事業の抑制、平準化のために事業の選択と集中、業務の効率化、経費削減等の歳出抑制を進めながら、確保できる歳入に見合った規模での財政運営に努め、町長始め執行部においては、職員が一丸となって知恵を絞り、危機感とスピード感をもって事務執行に当たり、限られた財源で最大の効果が上がるよう求めて報告とする。

○議長（宮本裕之） これにて調査報告書の朗読を終わります。これより調査報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。財政健全化調査特別委員会の調査を終了し、調査報告書のとおりとすることにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（宮本裕之） ご異議なしと認めます。したがって、調査報告書のとおりとし、財政健全化調査特別委員会を解散します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第14 請願・陳情等の常任委員会審査報告

○議長（宮本裕之） 日程第14、請願・陳情等の常任委員会審査報告を議題とします。本定例会で、各常任委員会への審査の付託を行っております請願・陳情等の審査結果の報告を求めます。総務常任委員会委員長、真倉委員長。

○総務常任委員長（真倉和之） 委員会報告をいたします。令和元年6月19日 北広島町議会議長宮本裕之様。総務常任委員会委員長真倉和之。委員会審査報告をいたします。6月7日本会議において、委員会へ付託された次の件については、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。事件番号、陳情第8号、件名は、地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について。採択とさせていただきました。次に、事件番号、陳情第4号、件名が全国知事会の米軍基地負担に関する提言の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書の提出について。採択とします。閉会中の継続審査、平成31年3月の定例会の継続分でございます。それから陳情第8号、第4号については、意見書の提出をさせていただきます。理由は、陳情第8号、歳入歳出を的確に見積もり、社会保障予算の充実と地方財政の確立を目指すことが必要であるため、政府に意見書を提出する。陳情第4号、北広島町域における米軍低空飛行訓練を中止させるためには、日米地位協定の見直しが必要と考える。衆議院、参議院、政府に意見書を提出する。以上であります。

○議長（宮本裕之） 以上で、常任委員会の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 陳情審査

- 議長（宮本裕之） 日程第15、陳情審査を行います。陳情第8号、地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題とします。これより質疑を行います。総務常任委員会委員長の審査報告に対して質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより陳情第8号、地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について採決いたします。本件について、総務常任委員会委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり、採択とすることに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（宮本裕之） 挙手全員です。したがって、委員長の報告のとおり、採択とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第16 陳情審査

- 議長（宮本裕之） 日程第16、陳情審査を行います。陳情第4号、全国知事会の米軍基地負担に関する提言の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書の提出についてを議題とします。これより質疑を行います。総務常任委員会委員長の審査報告に対して質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより陳情第4号、全国知事会の米軍基地負担に関する提言の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書の提出についてを採決します。本件について、総務常任委員会委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり、採択とすることに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（宮本裕之） 挙手全員です。したがって委員長の報告のとおり、採択とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 発議第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について

- 議長（宮本裕之） 日程第17、発議第3号、地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題とします。事務局が意見書の朗読を行います。事務局。
- 事務局長（坂本伸次） 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）。地方自治体は、子育て支援策の充実と保育人材の確保、高齢化が進行する中での医療・介護などの社会保障への対応、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行やマイナンバー制度への対応、大規模災害を想定した防災・減災事業の実施など、新たな政策課題に直面しています。一方、地方公務員を初めとした公的サービスを担う人材が限られている中で、新たなニーズへの対応と細やかな公的サービスの提供が困難となっており、人材確保

を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立を目指す必要があります。政府の骨太2018では、(地方の)一般財源総額について、2018年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされ、2019年度の地方財政計画でも一般財政総額は6兆2千707.2億円(前年比+1.0%)となり、過去最高水準となりました。しかし、一般財源総額の増額分も保育の無償化などの国の政策に対する財源を確保するためには、さらなる地方財政の充実・強化が求められています。このため、2020年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、歳入歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実と地方財政の確立を目指す必要があります。このため、政府に以下の事項の実現を求めます。記。1. 社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。2. 子ども・子育て支援新制度、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と、人材を確保するための社会保障予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。とりわけ地方負担分の保育の無償化に伴う財源確保を確実に図ること。3. 地方交付税におけるトップランナー方式の導入は、地域によって、人口規模、事業規模の差異、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視して経費算定をしたものであり、廃止・検討を行うこと。4. まち・ひと・しごと創生事業費として確保されている1兆円について、引き続き同規模の財源確保を図ること。5. 2020年度から始まる会計年度任用職員の処遇改善のための財源確保を図ること。6. 森林環境譲与税の譲与基準については、地方団体と協議を進め、林業需要の高い自治体への譲与額を増大させるよう見直すこと。7. 地域間の財政偏在性の是正のため、偏在性の小さい所得税、消費税を対象に、国税から地方税への税源移譲を行うなど抜本的な解決策の協議を進めること。8. 地方交付税の財源保障機能、財政調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財源需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。9. 依然として4兆円規模の財源不足があることから、地方交付税の法定率を引き上げ、臨時財政対策債に頼らない地方財政を確立すること。10. 自治体の基金残高を地方財政計画や地方交付税に反映させないこと。以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。令和元年6月19日。広島県北広島町議会。提出先 内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、内閣府特命担当大臣(地方創生規制改革担当)、内閣府特命担当大臣(経済財政政策担当)

- 議長(宮本裕之) これで見解書案の朗読を終わります。本案について趣旨説明を求めます。12番、服部議員。
- 12番(服部泰征) 発議第3号、令和元年6月19日。北広島町議会議長宮本裕之様。提出者、北広島町議会議員服部泰征、賛成者、北広島町議会議員真倉和之、同森脇誠悟、同梅尾泰文、同中田節雄。地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について。標記の議案を次のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。これは、地方自治法は、子育て支援の充実と保育人材の確保、高齢化が進行する中での医療、介護などの社会保障への対応、地域交通の維持など果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行や大規模災害を想定した防災・減災事業の実施など新たな政策課題に直面しています。こうした細やかな公的サービスを提供するための人材の確保も必要です。そのための財源確保が地方自治体では困難な状況におかれています。本来必要な公共サービスを提供するた

め財源を担保するのが地方交付税の役割の一つであります。このため、2020年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実と地方財政の確立を目指すことが必要であるため、政府に意見書を提出するものです。議員各位のご賛同よろしく申し上げます。

○議長（宮本裕之） これで趣旨説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決をします。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（宮本裕之） 挙手全員です。したがって、発議第3号、地方財政の充実・強化を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 発議第4号 日米地位協定の抜本的見直しを求める意見書の提出について

○議長（宮本裕之） 日程第18、発議第4号、日米地位協定の抜本的見直しを求める意見書の提出についてを議題とします。事務局が意見書案の朗読を行います。事務局。

○事務局長（坂本伸次） 日米地位協定の抜本的見直しを求める意見書（案）。北広島町は、米海兵隊岩国基地に所属する戦闘機の訓練空域エリア567やブラウンルート直下であり、日常的に低空飛行等訓練が行われており、平成29年10月17日には、町域上空で何の通告もなく、突然大きな爆音を立て、十数回にわたって急降下、急上昇を繰り返し、火炎弾（フレア）を発射する訓練が行われるなど、平穏な住民生活が著しく脅かされています。このような事態に北広島町議会は、繰り返し米軍や日本政府に対し、低空飛行等訓練の中止を強く求めています。日本全国に米軍基地全体で30都道府県に128施設存在しており、そのため全国知事会は、平成30年7月27日、全国知事会議において、米軍基地負担に関する提言を全会一致で採択し、政府に要請しました。提言では、米軍機による低空飛行等訓練について、国の責任で騒音測定器を増やすなど、必要な実態調査を行うとともに、訓練ルートや訓練が行われる時期について、速やかに事前情報提供を必ず行うこと。日米地位協定を抜本的に見直し、航空法や環境法令などの国内法を原則として米軍にも適用させること。施設ごとに必要性や使用状況等を点検した上で、基地の整理、縮小、返還を積極的に促進すること。などを内容としています。さらに今年4月、沖縄県が発表した、他国地位協定調査報告書（欧州編）では、米軍への国内法に関する各国の状況は、ドイツでは、航空法や騒音に関する法律など原則として米軍にも適用し、夜間飛行などを制限していること、イタリアでは、米軍基地は、全てイタリア軍司令官の下におかれ、米軍の訓練等は、事前の許可が必要としていること。このように国内法の米軍への適用や大幅な規制強化が実現しています。しかしながら、日米地域協定は、1960年に締結されて以来一度も改正されておらず、また、国内法は、原則不適用であり、日本には訓練や演習に関する規制権限がないことから、北広島町の低空飛行等訓練など、全国の米軍基地から派生するさまざまな事件、事故等から、国民の生命財産を守るためには、日米地位協定を見直す必要があります。よって、本議会は、国会及び政府に次のことを強く要請します。記。1．

全国知事会からの提言を実行し、日米地位協定を抜本的に見直すこと。以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。令和元年6月19日、広島県北広島町議会。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣、防衛大臣、内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）

- 議長（宮本裕之） これで意見書案の朗読を終わります。本案について趣旨説明を求めます。10番、梅尾議員。
- 10番（梅尾泰文） 発議第4号、令和元年6月19日、北広島町議会議長宮本裕之様。提出者、北広島町議会議員梅尾泰文、賛成者、北広島町議会議員真倉和之、同森脇誠悟、同服部泰征、同中田節雄。日米地位協定の抜本的見直しを求める意見書の提出について。標記の議案を次のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。趣旨でございますが、北広島町域における米軍機の低空飛行訓練を中止させるためには、日米地位協定を見直す必要があるということでございます。議員各位の賛同をお願いいたします。
- 議長（宮本裕之） これで趣旨説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決をいたします。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（宮本裕之） 挙手全員です。したがって、発議第4号、日米地位協定の抜本的見直しを求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 発議第5号 天皇陛下御即位を祝す賀詞決議（案）について

- 議長（宮本裕之） 日程第19、発議第5号、天皇陛下御即位を祝す賀詞決議案についてを議題とします。事務局が決議案の朗読を行います。事務局。
- 事務局長（坂本伸次） 天皇陛下御即位を祝す賀詞決議（案）。天皇陛下におかせられましたは、令和元年5月1日、風薫る佳き日に御即位あそばされ、日本国及び日本国民統合の象徴として皇位を継承されましたことは、まことに慶賀に絶えないところであります。世界の平和と我が国の繁栄が一層進展し、令和の世が幾久しく続きますよう、心から祈念申し上げ、ここに北広島町議会は、北広島町民を代表して、謹んでお祝いを表します。以上、決議する。令和元年6月19日、広島県北広島町議会。
- 議長（宮本裕之） これで決議案の朗読を終わります。本案について趣旨説明を求めます。4番、湊議員。
- 4番（湊 俊文） 発議第5号、令和元年6月19日。北広島町議会議長宮本裕之様。提出者、北広島町議会議員、湊俊文。賛成者、北広島町議会議員敷本弘美、同亀岡純一、同室坂光治、同伊藤淳、同中田節雄。天皇陛下御即位を祝す賀詞決議案について。標記の議案を次のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出をいたします。趣旨といたしまして、天皇陛下におかれましては、本年5月1日に御即位なされました。日本国民統合の象徴である皇位を継承されました。この記念すべき日に当たり、令和という新たな時代の世

界平和と国家繁栄を祈念し、北広島町民を代表して、お祝いの意を表する議会決議を行うものであります。議員各位の賛同をお願いいたします。

- 議長（宮本裕之） これで趣旨説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。10番、梅尾議員。
- 10番（梅尾泰文） 10番、梅尾でございます。まず、地方議会で、このような提案といたしますか、賀詞決議をするのが適当であるかどうかということをもっと提案者にお聞きをしてみたいと思います。
- 議長（宮本裕之） 4番、湊議員。
- 4番（湊 俊文） 地方議会で発議をするというご質問でございますが、地方議会と申されれば広島県議会も入ろうかと思っております。広島県議会では、統一地方選挙後の初議会で採択をされています。したがって、北広島町議会でも提出した次第でございます。よろしくお聞きをいたします。
- 議長（宮本裕之） 梅尾議員。
- 10番（梅尾泰文） 広島県議会で決定をされているということは存じておりますが、それもやはり疑問があるところでございます。そしてまた、この賀詞の文面の中において、北広島町議会は、北広島町民を代表して云々となっておりますが、北広島町民を代表してという文面は、私は是としていませんから、代表してという言葉にはならないというふうに私は思います。お聞きをします。
- 議長（宮本裕之） 湊議員。
- 4番（湊 俊文） 町民代表ということは是としないということでございますが、いろいろお立場、お考え、ご意見のある方がおられます。このたびの新天皇陛下の即位が日本において幾久しく平和で、豊かに発展し、令和が明るく希望に満ちた時代となるよう、日本国民、そして北広島町民としてお祝いを申し上げるものであります。町民代表ということに対しては、私としては、その案でお願いをいたしたいと思っております。
- 議長（宮本裕之） 梅尾議員。
- 10番（梅尾泰文） どうしても可決をして送りたいということであるのならば、大多数が賛成をする議会、町議会としてという文言であれば通るんでありましょうが、町民を代表してということは私はあってはならない、そうではない方もいらっしゃるというふうに思いますから、訂正をお願いいたします。以上です。
- 議長（宮本裕之） 湊議員。
- 4番（湊 俊文） 文言の訂正ということでしたが、昨日の合同常任委員会でもお示しております賀詞案でございます。この案でお願いしたいと思っております。
- 議長（宮本裕之） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。反対討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決をします。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立多数）
- 議長（宮本裕之） 起立多数です。したがって、発議第5号、天皇陛下御即位を祝す賀詞決議案については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 発議第6号 議会改革調査特別委員会の設置について

○議長（宮本裕之） 日程第20、発議第6号、議会改革調査特別委員会の設置についてを議題とします。北広島町議会として、より開かれた議会となることを目指し、議会のあり方を研究・検討するため、議会改革調査特別委員会を設置し、議員8名により調査したいと思います、これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（宮本裕之） ご異議なしと認めます。したがって、新たに議会改革調査特別委員会を設置し、8名の議員を議会改革調査特別委員会の委員に選任し、調査していくことに決定しました。議会改革調査特別委員会委員の選任については、北広島町議会委員会条例第7条第4項の規定により、美濃議員、真倉議員、湊議員、敷本議員、亀岡議員、室坂議員、服部議員、伊藤議員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（宮本裕之） ご異議なしと認めます。したがって、ただいま指名した方を議会改革調査特別委員会委員に選任することに決定しました。暫時休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時 52分 休憩

午前 11時 59分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（宮本裕之） 再開します。先ほど選任しました議会改革調査特別委員会の委員互選による正副委員長の結果が通知されておりますので、報告いたします。委員長、真倉議員、副委員長、伊藤議員に決定いたしました。ここで暫時休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時 59分 休憩

午後 0時 00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（宮本裕之） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第21 閉会中の継続審査の申し出

○議長（宮本裕之） 日程第21、閉会中の継続審査の申し出についてを議題とします。お手元に配付のとおり、総務常任委員会、文教厚生常任委員会、産業建設常任委員会の各委員長及び議会改革調査特別委員会委員長より、閉会中の継続審査及び調査の申し出が提出されております。お諮りします。各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（宮本裕之） 異議なしと認めます。したがって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することに決定しました。以上で本日の日程を全部議了いたしました。会議を閉じます。ここで町長から発言の申し出がありますので、これを許します。箕野町長。

○町長（箕野博司） 6月議会定例会の閉会に当たりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。6月7日の開会から本日までの13日間、議員の皆様におかれましては、終始熱心な調査、ご議論、ご審議のもと、提案をいたしました全ての議案につきましてご承認をいただき、まことにありがとうございました。ご承認いただきました事業を着実に実行することはもとより、非常に厳しい本町の財政状況を乗り越え、将来にわたり、持続可能な財政基盤づくりに向けて職員一丸となり取り組んでまいります。今後とも町行政の運営につきまして、ご理解、ご協力を賜わりますようお願い申し上げます。時節柄、議員、町民の皆様にはご自愛をいただき、皆様のより一層のご健勝を祈念申し上げます。閉会のご挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（宮本裕之） 閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。今定例会は、6月7日から本日までの13日間で開催され、令和元年度補正予算、条例改正案等、町民に直結した重要案件が提出されました。議員各位におかれましては、これらの案件に対し、終始熱心にご審議、ご決定を賜わり、全議案を滞りなく終了し、予定どおりの日程をもって無事閉会の運びとなりました。円滑な議事運営のご協力に対して、心から感謝申し上げます。梅雨入りも間近ですが、今後暑さ厳しい日が続くことも予想されます。どうか議員皆様には一層ご自愛の上、町政発展のため、ますますのご活躍、ご尽力を賜わりますようお願い申し上げます。閉会のご挨拶といたします。これをもって、令和元年第2回北広島町議会定例会を閉会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 0時 04分 閉会

~~~~~ ○ ~~~~~